

大分大学医学部予算配分協議会細則

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定に基づき、大分大学医学部予算配分協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。
(1) 基盤教育経費及び基盤研究経費の配分基準に関すること。
(2) その他予算の配分に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 学部長
(2) 副学部長
(3) 病院長
(4) 学術情報拠点副拠点長（医学図書館担当）
(5) 学科長
(6) 医学科の教授 3人
(7) 看護学科の教授 1人
(8) 先進医療科学科の教授 1人
(9) 医学・病院事務部長
(10) その他学部長が必要と認めた者 若干人
2 前項第6号から第8号まで及び第10号の委員は、学部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、学部長をもって充てる。
2 議長は、協議会を招集する。
3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 協議会の事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

附 則（平成21年医学部細則第2-1号）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第6号、第7号及び第9項の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部予算配分協議会規程（平成16年医学部規程第2-1号）は、廃止する。

附 則（令和3年医学部細則第2-1号）
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部細則第2-1号）
この細則は、令和5年4月1日から施行する。